令和5年度事業者集団指導

サービス管理責任者等 の研修制度と仕組みについて

令和5年10月13日(金)

| サービス管理責任者・児童発達支援管理責任の研修制度について

研修制度改定の経緯

- H30年度までのサービス管理責任者等を養成するための研修は、I回限りであり、振り返りや更新の機会となる研修等を国として定めていなかった。
- こうした現状において、受講者の状況に応じた段階的な研修実施ができておらず、更新研修などの機会が設定されていないため<u>サービス管理責任者等の要件を満たした後における</u>質の担保が困難であることが指摘されていた。

(平成24年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス事業におけるサービス管理責任者養成のあり方に関する調査」)

○ 平成28年度に実施した調査研究事業では、サービス管理責任者等の実務者の業務に対する認識は浸透してきているものの、業務実行状況には個々に大きな差があることが指摘されている。

(平成28年度障害者総合福祉推進事業「サービス管理責任者等の業務実態の把握と質の確保に関する調査研究事業」)

○ 一方で、サービス管理責任者等の確保が困難であるため、サービス管理責任者等の要件である<u>実務経験年数について緩和を求める</u>声も挙がっている。

○ 上記課題に対応すべく、平成27年度より3カ年で実施した厚生労働科学研究において、新たな研修制度の仕組みに関する研究及びモデル研修プログラムの開発を行った。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)を設定。
 - ※今和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任 者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。
 - ※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完(予定)。
- このほか、<u>直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和</u>するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の 一部業務を可能とする等の見直しを行う。
 - ※ 新カリキュラム移行時に配置に関する実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修修了後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。

改定前

サービス管理責任者の配置に関する実務経験要件

児童発達支援管理責任者 の配置に関する実務経験 要件 相談支援従事者初任者研修 講義部分の一部を修了



サービス管理責任者等研修共通 講義及び<u>分野別</u>演習を受講(19h) サービス管理 責任者 児童発達支援 管理責任者 として配置

現行 H31(R1)年度~

サービス管理責任者の配置 に関する実務経験要件

児童発達支援管理責任者の配置に関する実務経験要件

【一部緩和】

※配置に関する実務経験要件を 満たす予定の日の2年前から、基 礎研修受講可

【改定】基礎研修

相談支援従事者初任者研修 講義部分の一部を修了



サービス管理責任者等研修(統一) を修了(講義・演習: 15h)

OJT (2年以上) 一部業務 可能

【新規創設】

サービス 管理責任者等 実践研修 (14.5h) を修了 責任者 児童発達支援 管理責任者 として配置

サービス管理

【新規創設】

サービス 管理責任者等 更新研修 (13h) ※5年の関ラに

※5年の間毎に 1度修了

(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修:基礎研修修了後、研修受講前5年間に2年以上の相談支援又は直接支援 業務の実務経験がある
- ・更新研修:①研修受講前5年間に2年以上のサービス管理責任者等・管理者・相談支援 専門員の実務経験がある

又は②現にサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員として従事している

【新規創設】

専門コース別研修

サービス管理責任者等として従事するための要件

● サービス管理責任者等として配置されるためには、2つの要件を満たす必要。 障害者総合支援法【サービス管理責任者】 (平成31年度告示第109号) 児童福祉法【児童発達支援管理責任者】 (平成31年度告示第110号)

【I】 実務経験要件(配置に関する)

- 条件により年限が異なる。 (次スライド: 詳細は告示を参照。)
 - ① 法、② 保有する資格及び③ 従事経験の業務内容 による。

【2】 研修修了要件

- l) 取得: 基礎研修、実践研修を修了
- 2) 維持: 実践研修修了の翌年度から5年間の間に | 度更新研修を修了
- ❖研修受講においても実務経験要件あり。

❖ 研修の受講に関する実務経験要件

- I) 基礎研修: サービス管理責任者等としての実務経験要件を満たす2年前から受講可。
- 2) 実践研修: 基礎研修修了後、実践研修受講開始日前5年間に、通算して2年以上、相談支援の業務 又は直接支援の業務に従事した者。
- 3) 更新研修: ① 過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・ 相談支援専門員の実務経験。又は② 現にこれらの業務に従事していること。

サービス管理責任者として従事するための実務経験要件

			実	務経験年	- 数	(;	特区 ^{※3} 大阪・埼3	E)
	業務の範囲	業務内容	国家 資格 者 ^{※1}	有資 格者 ※2	左記 以外 の者	国家 資格 者 ^{※1}	有資 格者 ※2	左記 以外 の者
		a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者						
障害		b 更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。						
障害者の保健	(一)相談支援の業務	c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者						
`	日常生活の自立に関する相 談に応じ、助言、指導その	、助言、指導そのを行う業務、その e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者			5年			3年 以上
医療、	他の支援を行う業務、その 他これに準ずる業務				以上			
福祉、就労、地	[告示一イ(1)(一)]	f 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進 路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 (3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者	3年 以上			3年 以上		
教育の		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		/				
分野に	(三) 直接支援の業務	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護 業務に従事する者						
におけ	入浴、排せつ、食事その他 の介護を行い、並びに介護	b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業に従事する者						
る	に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育	c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者		5年 以上	8年 以上		3年 以上	3年 以上
る支援業務	に係る業務、動作の指導・ 知識技能の付与・生活訓	d 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者		""	以工		_ <u></u>	W_T
務	練・訓練等に係る指導業務 [告示一イ(1)(二)]	e 特別支援学校等の従業者						
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者						

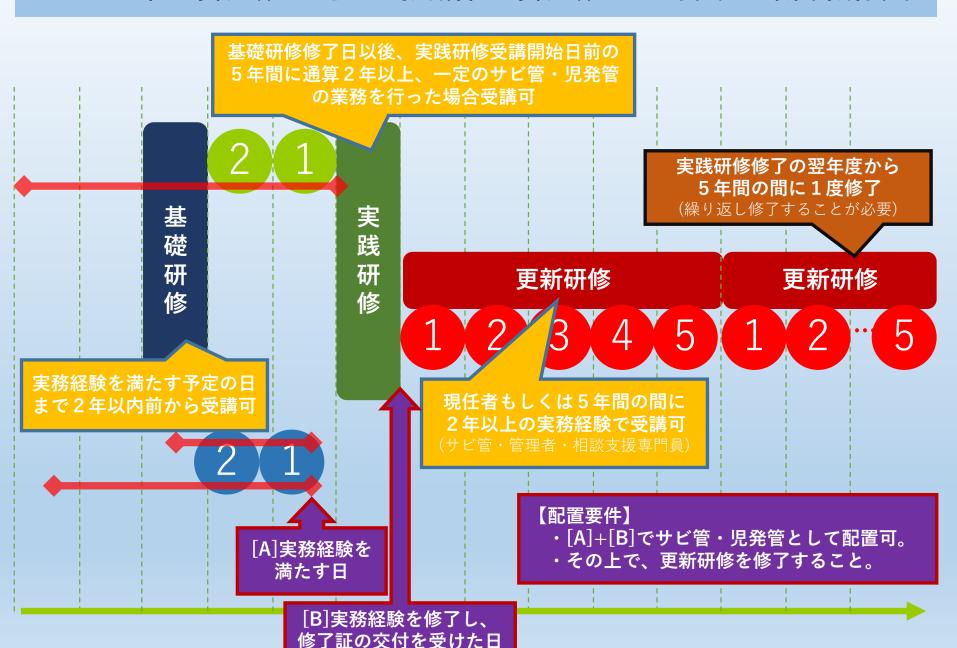
- ※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。
- ※2 上記(三)の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)
- (1)社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)、
- (2)保育士、
- (3)児童指導員任用資格者、
- (4)訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者
- ※3 令和元年度廃止予定(一定の経過措置を設ける予定)。

児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件

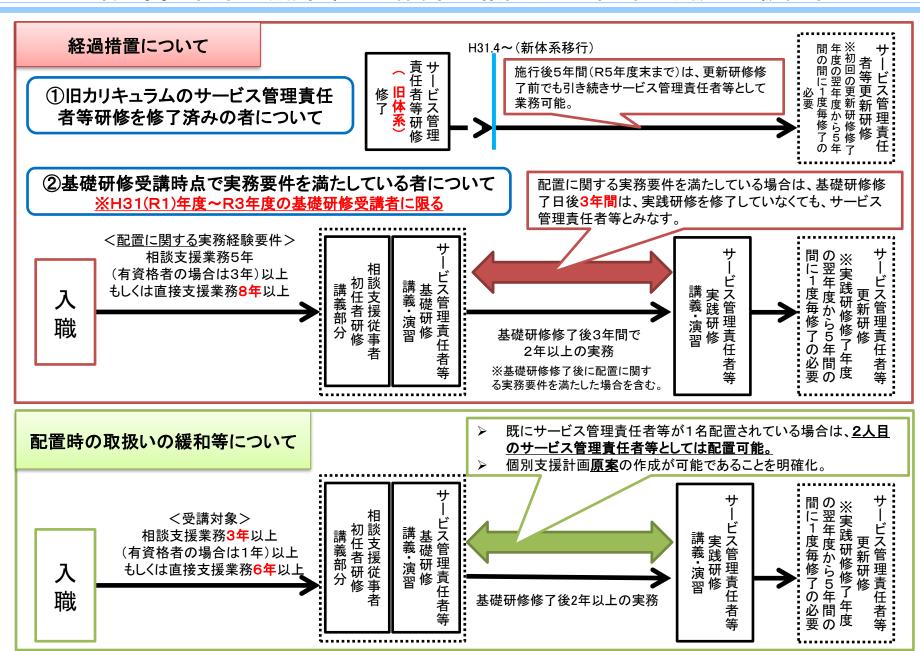
業務の範囲				実務経験年数 (下記に加え、老人福祉 施設・医療機関等以外で の実務経験が3年以上)	
			国家資 格保有 者 ^{※1}	有資格者 ※3	それ 以外 の者
		(1) 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者			1
障害者 (身体上		(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相 談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。			
若しくは 精神上の 障害があ ること又	イ 相談支援の業務 自立に関する相談に応じ、	(3) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、 地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施 設において相談支援の業務に従事する者			
は環境上の理由に	助言、指導その他の支援 を行う業務、その他これ	(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者			5年 以上
より日常	に準ずる業務	(5) 学校において相談支援の業務に従事する者			
生活のがヌにまるは、一年をはない。 生活のがり きゅう はい でんしょう はい	[告示一イ(1)(一)]	(6) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) 2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者	3 年 以上		
祉法第4条 第1項に規		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者			
定する児 童)の保	ロ 直接支援業務 入浴、排せつ、食事その	(1) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者			
健、医療、 福祉、就		(2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、保育所、認定こども園、老人居宅介護等事業等に従事する者			
労、教育 の分野に	一	(3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者		5年	8年
おける支	職業教育に係る素務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に	(4) 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者		以上	以上
援業務	今・生活訓練・訓練寺に 係る指導務 	(5) 学校等の従業者			
	[告示一イ(1)(二)]	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者			

- ※1 上記イの相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者(国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可)
- ※2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。
- ※3 上記口の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)
 - 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)
 - 2) 保育士
 - 3) 児童指導員任用資格者
 - 4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置要件と研修受講要件



サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について



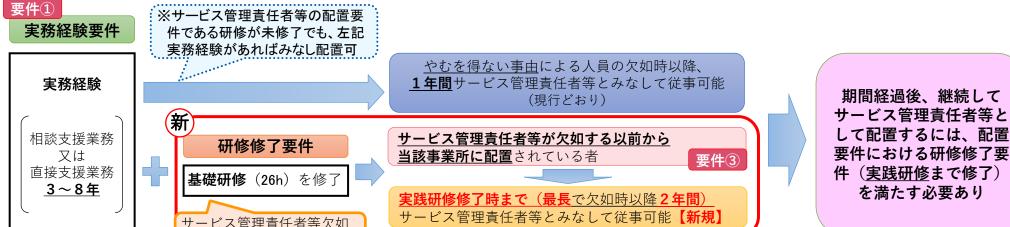
②やむを得ない事由による措置ついて

- **やむを得ない事由**(※)によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験(3~8年)を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、実践研修を修了するまでの間(最長でサービス管理責任者等が欠いた日から2年間)サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。
- (※) 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病体など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、 当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】※①~③を全て満たす必要あり

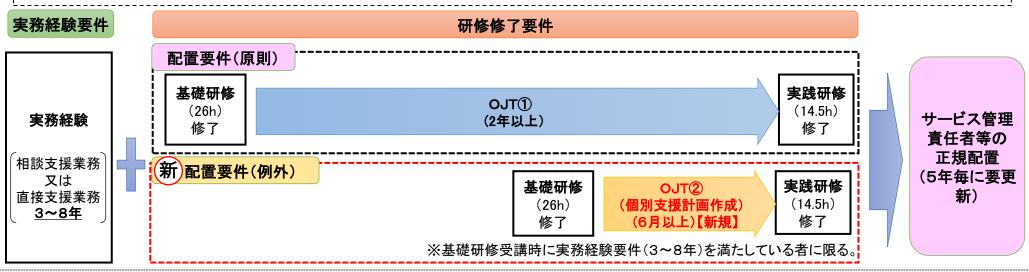
以前に修了済み

- ① 実務経験要件(相談支援業務又は直接支援業務3~8年)を満たしている。(現行と同じ)
- ② サービス管理責任者等が**欠如した時点**で既に**基礎研修を修了済み**である。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として当該事業所に配置されている。



サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の対応について

- 実践研修受講要件としての実務経験(OJT)について、<u>障害福祉サービス事業所等において、実務経験要件を満たした基礎研修修了者が以下</u> の業務に従事する場合は「6月以上」の期間で実践研修の受講を可能とする
 - サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務を行う場合
 - ・ <u>やむを得ない事由</u>によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、<u>サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務</u>を行う場合



例外的な措置(やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠いている場合)

基礎研修(26h)を修了

○ 実務経験要件を満たし、人員の欠如時に既に<u>基礎研修修了者である者をサービス管理責任者等とみなして配置</u>する場合は、<u>実践研修修了時ま</u>でみなし配置を可能とする(最長2年間)。

実務経験要件

みなしでの従事についても、実践研修の受講に 係る実務経験(OJT)として当該期間を算入可能

実務経験 相談支援業務 又は 直接支援業務 3~8年

「やむを得ない事由」の取扱いについて、自治体に対して適切な運用の周知徹底を図る

やむを得ない事由による人員の欠如時以降、 1年間サービス管理責任者等とみなして従事可能

新 研修修了要件 以下のいずれの要件も満たす者について、実践研修修了時まで(最長2年間)サビ管等とみなして従事可能【新規】

- 実務経験要件を満たす者

・サビ管等の欠如以前から当該事業所に配置されている者で、かつ、欠如時に既に基礎研修を修了している者

期間経過後、継続してサービス管理責任者等として配置するには、上記配置要件における研修修了要件を 満たす必要あり

①実践研修の受講に係る実務経験(OJT)について

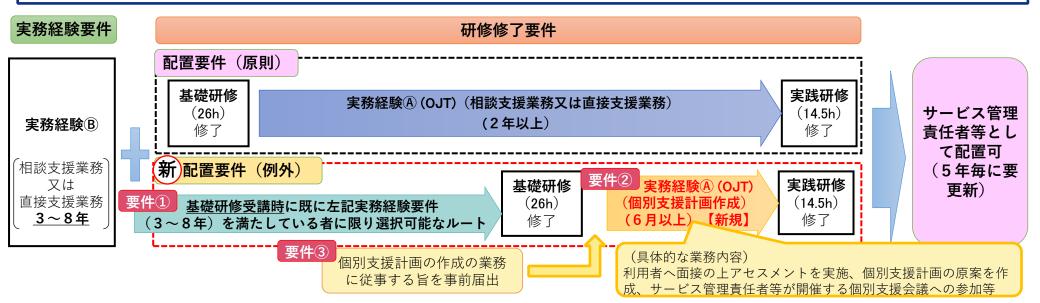
※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者 及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

• 現行制度上、実践研修の受講にあたって必要な実務経験A(OJT)については、基礎研修修了後「2年以上」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」の期間で受講を可能とする。

【要件】※①~③を全て満たす必要あり

- ① **基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る<u>実務経験要件</u>® (相談支援業務又は直接支援業務3~8年) を満たしている。
- ② 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。(具体的には以下のいずれかのとおり)
 - ・ サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務(※)を行う。
 - ・ <u>やむを得ない事由</u>によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、<u>サービス管理責任者等とみなして従事し、個別</u> 支援計画の作成の一連の業務を行う。
 - (※) 利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。詳細 については今後周知予定。
- ③ 上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行う。

(施行日前の実務経験A(OJT)の取扱い及び届出の方法等、詳細については今後整理した上で周知予定)



サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の告示別表

相談支援従事者初任者研修講義(現行)		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合 的に支援するための法律及び児童福祉法 の概要並びに相談支援従事者の役割に 関する講義	6. 5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	2h
	地域支援に関する講義	3h
	合計	11. 5h

	共通講義及び分野別演習(現行)	時間数
	サービス管理責任者の役割に関する講義	6h
講義	アセスメントやモニタリングの手法に関する 講義	3h
演習	サービス提供プロセスの管理に関する演 習	10 h
	合計	19h

基礎	基礎研修(うち相談支援従事者初任者研修講義部分)(見直し後)	
	障害者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義	5h
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため の法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロ セスに関する講義	3h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
	合計	11h

	基礎研修(うち共通講義、演習部分)(見直し後)		
講義	1 サービス管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義	7. 5h	
演習	2 サービス提供プロセスの管理に関する演習	7. 5h	
	合計	15h	

新設

	実践研修	
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
	2 サービス提供に関する講義及び演習	6. 5h
講義・ 演習		3. 5h
	4 多職種及び地域連携に関する講義及び演習	3. 5h
	合計	14. 5 h

	更新研修	時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
##	2 サービス提供の自己検証に関する演習	5 h
│ 講義• │ 演習 │	3 サービスの質の向上と人材育成のためのスー パービジョンに関する講義及び演習	7 h
	合計	13 h

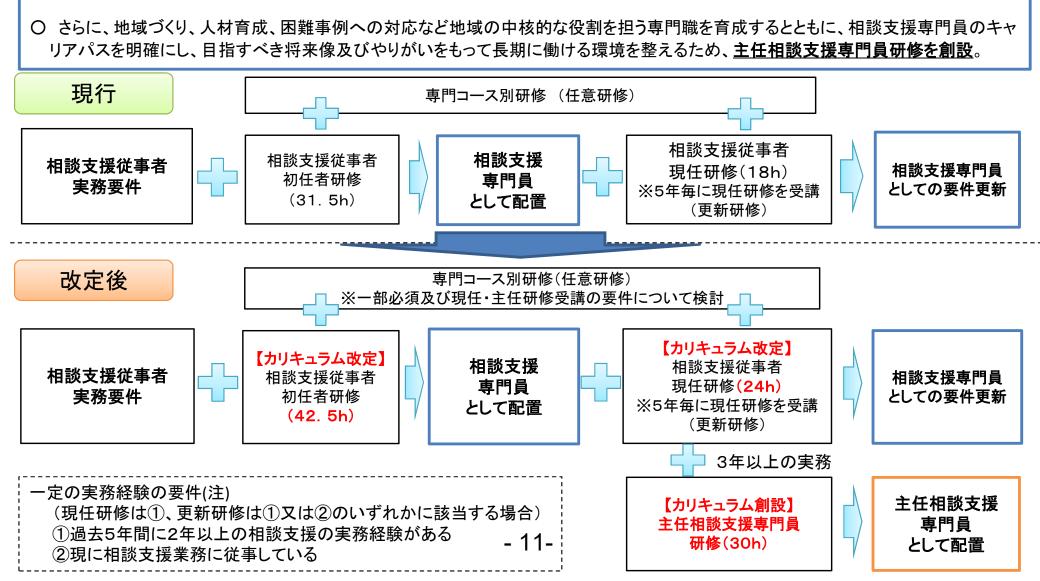
※令和5年度までは1及び2の項目のみの実施でも可とする。

ll 相談支援専門員の研修制度の 見直しについて

相談支援専門員の研修制度の見直しについて

第89回(H30.3.2) 社会保障審議会障害者部会資料

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、 質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**現行のカリキュラム** の内容を充実する。
- 〇 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修(更新研修含む)の受講に当たり、相談支援に関する一定の実務経験の要件(注)を追加。(※旧カリキュラム受講者は初回の更新時は従前の例による。)



相談支援専門員研修の告示別表(案)

第89回(H30.3.2) 社会保障審議会障害者部会資料

	初任者研修(現行)	時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律及び児童福祉法の 概要並びに相談支援従事者の役割に関す る講義	6. 5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	8h
	地域支援に関する講義	6h
演習	ケアマネジメントプロセスに関する演習	11h
	合計	31. 5h

	現任研修・更新研修(現行)	時間数
	障害福祉の動向に関する講義	2h
	地域生活支援事業に関する講義	Zn
講義	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメント の展開に関する講義	2h
	協議会に関する講義	2h
演習	ケアマネジメントに関する演習	12h
	合計	18h

	初任者研修(見直し後)	時間数
	障害者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・ 児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義	5h
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセス に関する講義	3h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
講義及 び演習	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	31. 5h
実習	相談支援の基礎技術に関する実習	_
	合計	42. 5h
	現任研修・更新研修(見直し後)	時間数
	障害福祉の動向に関する講義	1. 5h
講義	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	3h
	人材育成の手法に関する講義	1. 5h
講義及 び演習	相談援助に関する講義及び演習 コミュニティワーク	18h
	슴計	24h

新設

主任相談支援専門員研修		
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に 関する講義	3h
	運営管理に関する講義	3h
講義及	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13h
び演習	地域援助技術に関する講義及び演習	11h
	合計	30h

質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し

①基本報酬の充実 (単位数の引き上げと加算の組込み)

[令和3年改定後の段階別基本報酬単価]				
報酬区分	常勤専従の 相談支援専門員数	サービス利用支援費		
		現 行	報酬引き上げ	旧特定事業所 加算の組込み
機能強化(I)	4名以上		1,464単位	1,864単位
機能強化(Ⅱ)	3名以上		1,404年位	1,764単位
機能強化(Ⅲ)	2名以上	1,462単位		1,672単位
機能強化(Ⅳ)	1名以上		1,522単位	1,622単位
機能強化なし				1,522単位
報酬区分	常勤専従の 相談支援専門員数	継続サービス利用支援費		
		現 行	報酬引き上げ	旧特定事業所 加算の組込み
機能強化(I)	4名以上		1,213単位	1,613単位
機能強化(Ⅱ)	3名以上		1,213年位	1,513単位
機能強化(皿)	2名以上	1,211単位		1,410単位
機能強化(Ⅳ)	1名以上		1,260 単位	1,360単位
機能強化なし				1,260単位

● 常勤専従1名の配置が必須の上で、複数の事業所で24時間の連絡体制が確保されること等で機能強化型の算定要件を満たすことを可能とする
(地域生活支援機点等を構成する指定特定相談支援事業所間の協働である場合。)

例) 新【機能強化IV】











【機能強化皿】 が算定可能

● 全ての報酬区分において常勤専従の主任相談支援専門員を1人以上配置することを評価(100単位)

②従来評価されていなかった相談支援業務の新たな評価

● 従来評価されていなかった、計画決定月・モニタリング対象月以外の以下の業務について、新たに報酬上の評価を行う

支給決定前

【初回加算の拡充】

・利用開始前に、 居宅等を訪問し、 月2回以上の面 接



要件を満たした月 につき、300単位/ 月を追加

障害福祉サービス 利用期間中 ※モニタリング対象月以外

【集中支援加算の新設】

- ①居宅等を訪問し、月2回以上 I の面接 I
- ②サービス担当者会議の開催
- ③他機関の主催する会議へ参加



面接、会議開催、会議参加につ いて 各300単位

サービス終了前後

【居宅介護支援事業所等 連携加算の拡充】

- ①居宅等を訪問し、 月2回以上の面接
- ②他機関の主催する 会議へ参加
- ③他機関への書面による情報提供



300単位

※書面による情報提供は100 単位

③事務負担軽減及び適切なモニタリング頻度の設定について

- 事務負担軽減のため、加算の算定要件となる業務の挙証書類については基準 省令で定める記録(相談支援台帳(サービス等利用計画))等に記載・保管 ことで可とする。
- 適切なモニタリング頻度を担保するために以下の方策を行う
 - 利用者の個別性も踏まえてモニタリング頻度を決定すること等の周知徹底
 - モニタリング頻度を短くする必要がある場合の例示等